

第3回山陽小野田市下水道事業検討委員会議事録

開催日時	令和3年10月7日（木）10時00分から11時00分
開催場所	厚狭公民館（2階 第2研修室）
出席者	下水道事業検討委員会委員10名 北條信委員、小林剛士委員、堀川順生委員、長田毅彦委員、岡本志俊委員、内藤美恵子委員、中川正治委員、大谷春樹委員、宮川正和委員、中尾香月委員 日本水工設計株式会社1名 事務局9名 河田誠（建設部長）、高橋雅彦（建設部次長）、藤岡富士雄（課長）、森弘健二（参与）、熊川整（課長補佐）、中村扶実子（主査）、河内和雅（計画係）、鶴岡徹也（計画係）、辻岡敏司（管理係）
会議次第	1 開会 議事 （1）全体計画区域見直し（素案）について （2）住民説明会について 2 その他 3 閉会

1 開会

議事

（1）区域縮小候補地素案について

委員長：議事1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題1、「全体計画区域見直し（素案）について」説明いたします。当初の予定では、「区域縮小候補地素案と代替施策素案」について説明するようになっておりましたが、今後予定しております、住民説明会を想定いたしまして、「全体計画区域見直し（素案）について」という形で説明いたします。

資料1の5ページをご覧ください。まず、公共下水道について説明いたします。下水道の種類については、下水道法で位置づけられておりますが、一般的な下水道には、汚れた水を処理する「汚水系」と雨水を処理する「雨水系」があります。近年、ゲリラ豪雨等により、全国で浸水被害が生じ、雨水に対する下水道整備も重要ですが、この度の区域の見直しは、汚水系によるものですので、汚水について説明いたします。

汚水系の種類といたしましては、流域下水道や公共下水道、特定環境保全公共下水道がありますが、本市の場合は、1つの市町村で処理場を有し、汚水を処理する「単独公共下水道」に該当します。

6 ページをご覧ください。公共下水道につきましては、国土交通省が所管の汚水処理方法となりますが、汚水を処理する方法として、他にも様々なものがあります。

集合処理施設は、農林水産省が所管する農業や漁業、林業などを営む環境を良くするための汚水処理施設。環境省が所管する、比較的小さくまとまっている団地に設置される処理場であるコミュニティ・プラントなどがあります。

個別処理施設は、主には各家庭に設置される合併浄化槽となります。

本市で実施している事業は、赤線で囲んでおります、公共下水道事業と農業集落排水事業、合併浄化槽の補助金を出しております浄化槽設置整備事業となります。

7 ページをご覧ください。これら、公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼び、市内全ての地域でこれらの汚水処理施設を効率的かつ、適正な整備手法を選定するための基本方針を示したものが汚水処理施設整備構想です。この汚水処理施設整備構想と整合を図りながら、市内における公共下水道で整備すべき区域を設定し、主要な管渠や処理場など、施設の配置等を定める、「公共下水道全体計画」を策定します。

次に、公共下水道全体計画で定めた施設の内、概ね5年から7年で整備する施設の配置等を定める、「公共下水道事業計画」を策定します。この計画に基づき下水道施設を整備していきます。

以上が公共下水道とはどのようなもので、どのように計画が立てられ、整備していくのかという説明になります。

続きまして、「山陽小野田市下水道事業の現状と課題について」説明いたします。9 ページをご覧ください。こちらは、旧小野田市の区域を90度横にした図です。向かって左側が地図の北になります。

山陽小野田市は、旧小野田市と旧山陽町でそれぞれ、合併前から公共下水道事業を行っておりました。旧小野田市は、おのだサンパークよりも西側にある小野田水処理センターという下水処理場を持つ小野田処理区として整備が行われ、グレーで塗られている箇所が令和2年度末までに整備されている区域になります。青色は事業計画区域の内、未整備となっている区域になりまして、黄色は事業計画区域を除いた全体計画区域のうち未整備となっている区域です。整備済み面積は742.4haで、事業計画に対する面積での整備率は69.6%、全体計画に対する面積での整備率は38.4%となっています。

10 ページをご覧ください。同様に、旧山陽町は、厚狭川の河口付近の日本化薬という会社付近に山陽水処理センターという下水処理場を持つ山陽処理区として整備が行われ、グレーで塗られている箇所が令和2年度末までに整備されている区域になります。整備済み面積は343.6haで、事業計画に対する面積での整備率は77.2%、全体計画に対する面積での整備率は46.1%となっています。

下水道の整備状況について、先ほどは面積割合でお示ししましたが、一般的に下水道の整備状況を示す指標としましては、下水道処理人口普及率が使われます。

※印で書いておりますが、下水道処理人口普及率は、「処理区域内人口」割る「行政区域内人口」で算出します。ここで、処理区域内人口とは、汚水を処理することができるようになった区域内の人口を示すもので、整備済の区域の人口と考えてもらえればと思います。

本市の令和2年度末の下水道処理人口普及率は55.6%で、グラフを見ていただきますと、全国平均や山口県平均よりも低い状況にあることが分かります。

12 ページをご覧ください。このグラフは下水道建設事業費の推移を示すもので、棒グラフが管渠費、ポンプ場費、処理場費の各年度別の事業費を示し、折れ線グラフはこれまでの累計事業費を示しています。

本市はこれまで累計約660億円の事業費を投じて、下水道を整備してきました。直近では毎年度8億円程度を投資していますが、ポンプ場や処理場の改築・更新工事の事業費がかさみ、管渠費にあてる事業費が減少していることが分かります。また、全体計画区域の残りの区域を整備するには、約200億円かかることが試算されています。

13 ページをご覧ください。老朽化した施設を改築せずにそのままにしておいたらどうなるかということですが、処理場の機械が使えなくなれば、処理場で汚水処理ができなくなります。また、下水道管が破損すれば、汚水が流せなくなります。下水道管が破損したままになれば、道路が陥没して、車の通行に支障が出ます。

この様に、老朽化した施設を改築していくことは必要で、改築費用には、建設改良費年間約8億円のうち、老朽化した施設を改築していくためには、年間約7億円かかることが試算されています。

残りの約1億円で、全体計画区域の未整備区域を整備するには、単純計算でも約200年かかることとなります。

では、建設改良費を年間8億円ではなく、もっと事業費を増やして整備できないのかということになるかと思えます。

14 ページをご覧ください。これは将来人口予測を示したもので、山陽小野田市人口ビジョンに掲載されているものです。社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計では令和2年から令和42年には約36%減少、本市の展望では約20%減少することが予想されています。

15 ページをご覧ください。次に下水道の使用料金の状況についてです。

下水道使用料の水準とされる1か月あたりの使用水量20m³換算での使用料で本市の下水道使用料は、県内13市の中で2番目に高い水準となっています。

16 ページをご覧ください。次に企業債償還金と企業債残高の推移を表したグラフになります。

企業債とは、いわゆる下水道事業における借金を意味します。青色の棒グラフが企業債の残高、オレンジ色の折れ線グラフが企業債償還金を示しております。企業債償還金が増加傾向にある中、企業債残高は減少していますが、企業債残高はまだ約160億円あります。

17 ページをご覧ください。将来的に人口減少が進み、使用料や税収の減少が見込まれます。また、使用料は県内 2 番目に高いため、使用料の値上げをするのは困難な状況です。

そして、企業債残高はまだ約 160 億円あり、事業費を上げて事業を行う状況にないことから、今後、事業費を増やして整備をしていくという考え方は困難な状況にあります。

18 ページをご覧ください。本市のように、老朽化した施設の改築費用が嵩んでいる状況が全国的にみられることから、国土交通省より、令和 8 年度末までに下水道整備を概ね完成するよう求められています。

そこで、令和 8 年度末時点で下水道整備進捗率が 95%以上になるよう、下水道全体計画区域の縮小を行うことになりました。

では、どの様に全体計画区域を縮小していくのかというと、20 ページをご覧ください。

新しい全体計画区域の設定にあたりましては、事業計画区域内を基本とし、以下の内容により設定しております。

1 つ目は、国の補助金の対象路線が含まれる区域であるもの。2 つ目は、整備済み区域近辺で従前から下水道整備の要望が強い区域、3 つ目は未整備区域について、227 個の検討ブロックに分けて、以下のイ、ロ、ハ、ニ、ホの 5 つの要素により点数を付け、優先順位を設定し、区域に含めるラインを決定いたしました。

21 ページをご覧ください。

小野田地区の図面になりますが、グレーで塗られた箇所が新しい全体計画区域になりまして、ピンク色のラインが旧全体計画区域の線になります。旧全体計画区域のうち、用途地域の指定がない箇所は白抜き、黄色で塗られた所は用途地域が指定されている区域になります。

水色は、全体計画区域のうち事業計画区域を指定していた箇所になりますが、この度の見直しで区域を縮小することになります。22 ページは山陽地区の図面になります。

それでは、全体計画区域から除外される地域について、どうなるのかについて説明させていただきます。

24 ページをご覧ください。全体計画区域から除外される地域につきましては、下水道の整備が出来なくなりますので、今後は合併浄化槽により汚水処理を行うことになります。

公共下水道の整備は市が主導で整備を行ってきましたが、合併浄化槽は市民が主導となって汚水処理の転換を行うことになります。

このことから、汚水処理の普及が鈍化することが予想されるため、合併浄化槽の上乗せ補助を行うことにより汚水処理の普及促進を図ろうと考えております。

25 ページをご覧ください。

合併浄化槽の上乗せ補助の具体的な内容について説明します。

現在、合併浄化槽の補助金につきましては、事業計画区域を除いた地域で、右上

の模式図でいいますと①、③、④の地域になりますが、合併浄化槽の設置費用に対する補助制度があります。

金額は表の中ほどにあります現行合併浄化槽補助の列に記載されております、5人槽で332,000円、7人槽で414,000円、10人槽で548,000円の定額補助です。全体計画区域のうち近い将来整備を予定しておりました事業計画区域を除外する箇所、模式図でいいますと②の箇所になりますが、下水道が整備された場合と同程度の費用負担とするため、上乗せ補助をすることとしております。

また、全体計画区域のうち用途地域が指定されている箇所、模式図でいいますと①の箇所になりますが、用途地域内への人口誘導を図るため、②と同様に上乗せ補助を行うこととします。残りの③、④の箇所につきましては、用途地域外への市街地の拡大を抑制するためにも、上乗せ補助は行わないこととしております。新しい合併浄化槽補助金額の設定につきましては、合併浄化槽の本体価格と設置費用について過去5年間の見積価格の平均から、公共下水道を整備した場合に収めていただく受益者負担金相当額を差し引いた額で算定しております。

受益者負担金相当額につきましては、過去5年間における150平方メートルから500平方メートルの敷地を対象とした受益者負担金額の平均価格を算出してございまして、金額は7万円となっております。

資料2の「全体計画区域図（素案）」をご覧くださいけたらと思います。

新しい全体計画区域がグレーで塗った箇所になりまして、水色と黄色で塗った箇所について、上乗せ補助がある地域になりまして、先ほど説明いたしました資料1の25ページの模式図と合わせてご確認くださいけたらと思います。

今後のスケジュールについてご説明いたします。

資料1の28ページをご覧ください。令和4年3月に山陽小野田市汚水処理施設整備構想のパブリックコメントを実施いたしまして、令和4年4月から令和5年3月にかけて、都市計画下水道の変更と公共下水道事業計画の変更手続きを行います。

この手続きが終わりますと、区域が決定しますので、令和5年4月から合併浄化槽の上乗せ補助を開始することとなります。

以上で議題1の説明を終わります。

委員長：事務局の説明に対し、質問はありませんか。

委員：合併浄化槽補助金の上乗せ補助ですが、市の負担、国や県の負担、補助の割合、財政の予算の内訳をお教えいただければと思います。

事務局：現行の合併浄化槽の補助事業は、332,000円、414,000円、548,000円の3分の1が国の補助となっております。この度、合併浄化槽の補助に上乗せを実施していく予定ですが、その上乗せ分は市の負担になります。

委員：浄化槽整備事業補助金交付要綱は、上乗せ補助の関係で改正をされると思います。現在の市の浄化槽設置・整備補助事業の補助金交付要綱の第3条第3項第5号に、既設浄化槽を更新または改築するものは対象にはならないとなっておりますが、改正後の認容化という考えはありますか。

事務局：事業計画区域内は補助金が出ない地域ですので、ここから除外される地域については、合併浄化槽から合併浄化槽への切り替えも1度限り補助をしようと思っております。

委員：1回限り。全体計画区域はどうですか。

事務局：全体計画区域は、現在も補助が出ている地域なので上乗せのみで、合併浄化槽から合併浄化槽への切り替えについては対象外と考えております。

委員：合併浄化槽が出来てから水路の藻がすごく増えたように感じます。公共用水域の水質改善というのが下水道法第1条にありますよね。合併浄化槽にした場合、処理した水質等に因果関係があるのかお伺いします。

委員：私も自治会長で溝掃除をやっておりますが、毎年ではないですが、かなり藻が出る時があります。原因はよく分かりませんが、簡単に除去する方法があれば教えていただければと思います。前回は申し上げたと思いますが、合併浄化槽については定期点検を怠らないよう、住民説明会の際に周知をお願いしたいと思っております。

それと、上乗せ補助の件ですが、全体計画区域についてはいいですが、③、④については、上乗せがないので、住民説明会の際には十分説明をお願いします。

委員：地域の除外についてですが、委員としての立場で何点か申し上げます。

長年市計画税を払い続けて、下水道を待っている方とか、待ちきれず自費で浄化槽を設置された方、下水道事業計画区域だから土地を購入して新しいマイホームを建てられた方がおられる。そんな中、今になって人口の減少とか、令和8年までに概成とか、それを急に言われるのは行政に裏切られた印象を受けざるを得ない。元々の計画の甘さとか不備というのを住民は感じるのではないかと思います。老朽化するの当たり前であって、人口減少も見えていたこと、それを今になって修理改築でお金がかかるというのは、住民からしたら納得しづらいと思います。説明会を行うからには、市長に十分報告されて、目的税である都市計画税の是非を含めて、丁寧な説明が必要だと思います。

次に、先程お聞きしました、新しい合併浄化槽の補助金の内訳が、国が3分の1、残り上乗せ分は市の負担という事ですが、今の体制で令和8年度までに95%概成というのは、どこの市町村も同じでしょうね。であれば、国と県も一緒になって取り組むべきだと思います。公共用水域の水質を改善する訳ですから。市町間等を通じて、補助率を上げてくれということをやっぱり大きく声を出していただきたいと思っております。市町間等で意見を出して欲しいという事を、今の当委員会の設置要綱第2条第2項に「委員会は、前項の意見を取りまとめ、市長へ提言書を提出する。」とあります。委員長に、ぜひこの提言を加えていただきたくお願いをしたいと思います。

当市の下水道使用料は高く、使用水量の多い家庭では下水道は高価だと思っております。らっしゃる方も実際おられます。

委員長：先ほどの、合併浄化槽で藻が発生したということは、専門的には確認されているのでしょうか。

事務局：合併浄化槽にすることで藻が多く発生するというのは、それが原因で発生したのかはわからない状況です。前回の検討委員会で、合併浄化槽と公共下水の水質について質疑がありましたが、合併浄化槽法という法律で基準が設けられています。水質の基準の一つで、BODを20mg/L以下、除去率を90%以上にしなさいと謳われています。公共下水道のBODが15mg/Lくらいで、下水道の方が少し水質は良いです。ただし、雑排水をそのまま側溝に流していくよりは、BOD 90%除去、20mg/L以下に改善されるので、雑排水をそのまま流すよりは水質は良くなります。

(2) 住民説明会について

委員長：議事2について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題2、「住民説明会について」ご説明させていただきます。前方のスクリーン又は、資料1の30ページをご覧ください。説明内容につきましては、先ほどご説明いたしました内容を基本として、説明したいと考えております。会場につきましては、市内の中学校区単位の6会場とし、11月1日に赤崎公民館、11月2日に小野田公民館、11月4日に高千帆公民館、11月5日に厚狭公民館、11月8日に厚陽公民館、11月9日に埴生公民館で予定しております。時間につきましては、19時から1時間程度を予定しております。以上で議題2の説明を終わります。

委員：住民の方へHPと市の広報で周知されるとのことですが、これでは不十分だと思います。チラシを配布した方がよいと思います。そのくらいの努力をされたらどうですか。

事務局：基本的には市の広報に掲載する内容について、チラシを全戸配布することが出来ないようになっております。全戸に周知する術が、市の広報に載せることとなっておりますので。他のいい方法については事務局の方で考えますが、基本的には市の広報で対応したいと考えております。

委員：何かいい方法、アイデアはないですか。

事務局：全戸配布は難しいかもしれませんが、チラシを班回覧することは出来るかもしれないのでそれで対応させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員：班回覧で十分。

事務局：では、班回覧で検討します。

委員長：各地区6箇所の説明会をされるとのこと、説明を受けて、疑問等があると思いますが、そのあたりについてはどうですか。

事務局：説明会后に、計画を変えなければいけない事態になりましたら、次回の検討委員で住民からの意見について、事務局の考えを説明し、議論していただいて、検討し直したいと考えております。

委員：新全体計画区域の設定方法について、整備済み区域近辺で従前から下水道整備の要望が強い区域とありますが、この表現については、下水道効果の高い区域とした方がよいのではないのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。この表現については、再度検討します。

委員長：県や国へ要望するとのことですが、最終的にこの委員会の提言に盛り込むという方向でよろしいでしょうか。

住民説明会でもこのような意見が出てくるかもしれません。その時に何も答えられないというのもしんどいと思いますがいかがでしょうか。

委員：要望を盛り込むか盛り込まないかという話については、現時点の状況では判断出来ないと思います。

例えば、補助金の拡大を要求して、整備をしたとしても、それを維持出来るか、本当に将来的な需要がそこに存在するのか、検証がそれより先に必要ではないかと思います。なので、今の状況では判断できないと思っています。今後の検討の中で、そういったことが必要となれば考えていくべきと考えております。

委員：補助金の、具体的な上限金額を教えてください。

事務局：現行の合併浄化槽の補助金が、5人槽であれば332,000円ですが、上乗せ対象地域では新しい合併浄化槽の補助金が、上限545,000円となります。

委員：これは1戸当たりですか。

事務局：1戸です。

委員：市がこれだけ補助するということですか。

事務局：現行の補助金に上乗せです。あくまでも上限ですので、これまでかからなければその金額になります。

委員：ありがとうございました。

2 その他

今後の検討委員会のスケジュールについて、説明させていただきます。

第4回の会議は、12月頃を予定しておりましたが、11月1日から9日まで行います。住民説明会での意見を踏まえ、全体計画見直し（案）を策定するにあたり、お時間をいただきたいので、1月に予定を変更させていただきます。

また、12月上旬ごろに日程調整の御案内をしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

3 閉会